

令和7年

長岡市教育委員会  
3月定例会

議 案

議案第 14 号

専決処理について

次の事項は、その処理に急を要したため、長岡市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 57 年長岡市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、別紙のとおり専決処理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教育長 金澤 俊道

専決第 2 号 職員人事について

専決第 2 号

専決処理書

長岡市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 57 年長岡市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり専決処理する。

令和 7 年 3 月 1 2 日

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤      俊 道

職員人事について

令和 7 年 4 月 1 日付け職員人事について、別紙のとおり決定する。

令和7年4月1日付け  
人事異動

現任者			後任者		
所属職名	氏名	異動先	所属職名	氏名	備考
教育部長	竹内 正浩	他部局	農林水産部 農水産政策課長	曾根 徹	昇任
教育部 教育総務課長	桜井 秀行	他部局	地方創生推進部 広報・魅力発信課長	佐藤 陽子	
教育部 教育施設課長	吉田 朗	3月31日付け退職予定	都市整備部 都市施設整備課 施設営繕担当課長補佐	野崎 敏行	昇任
教育部 学校教育課 部活動地域移行担当課長	石川 智雄	3月31日付け退職予定			
教育部 学校教育課 主幹兼管理指導主事	玉木 暢	新潟県教育委員会	新潟県教育委員会 (新発田市立豊浦中学校)	小嶋 修	
教育部 学校教育課 主幹兼管理指導主事	稲毛 真哉	新潟県教育委員会	新潟県教育委員会 (上越市立牧中学校)	本間 祐史	
子ども未来部 子ども政策課長 (子ども・子育て課長)	深澤 寿幸	他部局	地方創生推進部 人権・男女共同参画課長	松木 祐子	

議案第 15 号

長岡市教育委員会組織規則の一部改正について

長岡市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

長岡市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

長岡市教育委員会組織規則（平成10年長岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加え、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後			改正前		
(組織)			(組織)		
第3条 事務局の組織は、次の表のとおりとする。			第3条 事務局の組織は、次の表のとおりとする。		
部	課	係	部	課	係
(略)			(略)		
子ども 未来部	子ども政 策課		子ども 未来部	子ども・子 育て課	子育て支援係 <u>すく</u> すく子育て係 <u>青少</u> 年育成係
	保育課	保育政策係 <u>保育運</u> 営係 <u>入園窓口係</u>		保育課	保育政策係 <u>保育運</u> 営係 <u>入園窓口係</u>
2 (略)			2 (略)		
(組織)			(組織)		
第7条 次の表の左欄に掲げるその他の機関は、当該右欄に掲げる部、課、教育機関又はその他の機関の管理に			第7条 次の表の左欄に掲げるその他の機関は、当該右欄に掲げる部、課、教育機関及びその他の機関の管理に		

属する。

こども家庭センタ 二	子ども未来部
子ども・青少年相談 センター	学校教育課
双葉寮	子ども政策課
柿が丘学園	こども家庭センタ 二
(略)	

2 こども家庭センターに班を置く。

3 次の表の左欄に掲げるその他の機  
関は、当該右欄に掲げる係、班又は  
その他の機関に属する。

子育ての駅ちびっ こ広場	子ども政策課の子 育ての駅に関する 事務を担当する班
(略)	
子育ての駅かわぐ ち	
	子ども政策課の児 童交流会館に關す る事務を担当する 班
越路児童交流会館	
与板ふれあい交流 センター	
才津児童会館	
青葉台児童会館	
青少年研修センタ 一	子ども政策課の青 少年育成に関する 事務を担当する班
(略)	
(略)	科学博物館学芸係
与板歴史民俗資料	

属する。

こども家庭センタ 二	子ども未来部
子ども・青少年相談 センター	学校教育課
柿が丘学園	こども家庭センタ 二
双葉寮	二
(略)	

2 こども家庭センターに班を置く。

3 次の表の左欄に掲げるその他の機  
関は、当該右欄に掲げる係及び  
その他の機関に属する。

川口文化会館	教育総務課庶務係
子育ての駅ちびっ こ広場	子ども・子育て課子 育て支援係
(略)	
子育ての駅かわぐ ち	
児童館	子ども・子育て課青 少年育成係
越路児童交流会館	
与板ふれあい交流 センター	
青少年研修センタ 一	
(略)	
(略)	科学博物館学芸係
与板歴史民俗資料	

館		館	
		川口歴史民俗資料	
		館	
藤橋歴史の広場	馬高縄文館	藤橋歴史の広場	馬高縄文館
(職)		(職)	
第11条 (略)		第11条 (略)	
2～4 (略)		2～4 (略)	
5 <u>こども家庭センター</u> に所長、副所長及び係長を置く。		5 <u>子ども家庭センター</u> に所長、副所長及び係長を置く。	
6 次の表の左欄に掲げる教育機関及びその他の機関に、当該右欄に掲げる職を置き、係長を置くことができる。		6 次の表の左欄に掲げる教育機関及びその他の機関に、当該右欄に掲げる職を置き、係長を置くことができる。	
(略)		(略)	
双葉寮	寮長	柿が丘学園	園長
柿が丘学園	園長	双葉寮	寮長
7 (略)		7 (略)	
8 (略)		8 <u>児童館</u> に館長を置く。	
9 (略)		9 (略)	
10 (略)		10 (略)	
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
教育部		教育部	
教育総務課		教育総務課	
(1)～(6) (略)		(1)～(6) (略)	
(7) (略)		(7) <u>川口文化会館</u> に関すること。	
(8) (略)		(8) (略)	
(9) (略)		(9) (略)	
教育施設課		教育施設課	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	

<p>学務課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>子ども未来部</p> <p><u>子ども政策課</u></p> <p>(1) (略)</p> <hr/> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>児童会館及び児童クラブの</u> 管理運営に関すること。</p> <p>保育課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表第4 (第8条関係)</p> <p><u>こども家庭センター</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>母子保健に関すること。</u></p> <p>子ども・青少年相談センター</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>双葉寮</u></p> <p><u>入所児童の養護</u>に関すること。</p> <p><u>柿が丘学園</u></p> <p><u>通所児童の支援</u>に関すること。 (略)</p>	<p>学務課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>子ども未来部</p> <p><u>子ども・子育て課</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>母子保健に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>児童館</u> 及び児童クラブの 管理運営に関すること。</p> <p>保育課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表第4 (第8条関係)</p> <p><u>子ども家庭センター</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <hr/> <p>子ども・青少年相談センター</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>柿が丘学園</u></p> <p><u>通所児童の支援</u>に関すること。</p> <p><u>双葉寮</u></p> <p><u>入所児童の養護</u>に関すること。 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 長岡市教育委員会組織規則の一部改正について

### 1 改正理由

令和7年4月の教育委員会の組織変更等に伴い、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

- (1) 母子保健と児童福祉の一体的な運営を通じ、子どもとその家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的支援を行うため、子ども・子育て課のすくすく子育て係を子ども家庭センターに統合し、「こども家庭センター」に改称し、「発達支援担当」と「地域保健担当」の班体制とする。
- (2) 子育ての駅の今後の方向性の検討や児童クラブ委託化の検証など、子育て支援に関わる課題への対応や政策形成機能の強化を図るため、子ども・子育て課を「子ども政策課」に改称し、「子ども政策調整担当」と「児童育成担当」の班体制とする。
- (3) 双葉寮を子ども政策課の管理に属するものとする。
- (4) 川口文化会館、川口歴史民俗資料館、児童館の廃止等に伴い、関連する条項を改正する。
- (5) その他文言の改正を行う。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 16 号

長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部改正について

長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則（昭和41年長岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(職名)</p> <p>第2条 事務職員、技術職員その他の職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>部長、部次長、課長、館長、所長、課長補佐、館長補佐、副所長、係長、室長、寮長、保育園長、認定こども園長、幼稚園長、場長、次長、園長、副園長、参事、副参事、特命主幹、主幹、総括副主幹、副主幹、総括主査、主査、主任、主事、技師、管理指導主事、指導主事、視聴覚教育主事、社会教育主事、司書、学芸員、学芸員補、<u>博物館専門員</u>、教諭、助教諭、自動車運転手、保健師、栄養士、保育教諭、保育士、児童指導員、心理士、作業療法士、職長、調理師、管理員、調理員、管理・運転員</p>	<p>(職名)</p> <p>第2条 事務職員、技術職員その他の職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>部長、部次長、課長、館長、所長、課長補佐、館長補佐、副所長、係長、室長、寮長、保育園長、認定こども園長、幼稚園長、場長、次長、園長、副園長、参事、副参事、特命主幹、主幹、総括副主幹、副主幹、総括主査、主査、主任、主事、技師、管理指導主事、指導主事、視聴覚教育主事、社会教育主事、司書、学芸員、学芸員補_____、教諭、助教諭、自動車運転手、保健師、栄養士、保育教諭、保育士、児童指導員、心理士、作業療法士、職長、調理師、管理員、調理員、管理・運転員</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部改正について

### 1 改正理由

令和7年4月1日付け人事異動、及び今後の人事異動を見据えて、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

長岡市教育委員会の職員の職名に「博物館専門員」を追加する。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 17 号

長岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

長岡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

長岡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

長岡市教育委員会事務決裁規程（昭和57年長岡市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加え、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後										改正前											
別表第1（第4条関係） 共通事務に係る教育長決裁及び専決権 限事項表										別表第1（第4条関係） 共通事務に係る教育長決裁及び専決権 限事項表											
1（略）										1（略）											
2 組織、人事及び服務に関する事項										2 組織、人事及び服務に関する事項											
項目	決裁責任者						合 議 先	協 議 先			項目	決裁責任者						合 議 先	協 議 先		
	教 育 長	部 長	課 長	指 定 主 幹	施 設 長	校 長						係 長	教 育 長	部 長	課 長	指 定 主 幹	施 設 長				
(略)										(略)											
6 会 計年 度任 用職 員の 採用 試験 又は 選考 の実 施		○					総			6 会 計年 度任 用職 員の 採用 試験 又は 選考 の実 施		○					総				





(略)

3 (略)

備考 (別表第1及び別表第2共通)

1 (略)

(1)~(5) (略)

(6) 課長補佐以下 特命主幹(第2条第8号に規定する委員会が指定した者を除く。)、主幹及び総括副主幹(いずれも第2条第9号に規定する委員会が指定した者を除く。)並びに組織規則第13条第1項に規定する副主幹(第2条第11号に規定する委員会が指定した者を除く。)を含めた者をいう。

2~4 (略)

別表第2 (第4条関係)

個別事項に係る教育長決裁及び専決権限事項表

項目	決裁責任者					合議先	協議先
	教育長	部長	課長	施設長	校長		
教育総務課	(略)						
6 職員団体の交渉等の事務処理	重	○					
7 規則の公布	○						
8 文書及び帳票							
(略)	(略)						
9 公印の新調、改刻及び廃止並びに廃止公印の			○				

(略)

3 (略)

備考 (別表第1及び別表第2共通)

1 (略)

(1)~(5) (略)

(6) 課長補佐以下 特命主幹(第2条第7号に規定する委員会が指定した者を除く。)、主幹及び総括副主幹(いずれも第2条第8号に規定する委員会が指定した者を除く。)並びに組織規則第13条第1項に規定する副主幹(第2条第10号に規定する委員会が指定した者を除く。)を含めた者をいう。

2~4 (略)

別表第2 (第4条関係)

個別事項に係る教育長決裁及び専決権限事項表

項目	決裁責任者					合議先	協議先
	教育長	部長	課長	施設長	校長		
教育総務課	(略)						
6 職員団体の交渉等の事務処理	重	○					
7 文書及び帳票							
(略)	(略)						
8 公印の新調、改刻及び廃止並びに廃止公印の			○				

廃棄										
教育施設課										
(略)										
学務課										
(略)										
学校教育課										
(略)										
子ども政策課										
項目	決裁責任者						合議先	協議先		
	教育長	部長	課長	施設長	校長	係長				
1 子ども・子育て支援事業に関する事項		重要	○							
2 児童手当認定請求等の認定			○							
3 児童会館及び児童クラブの管理運営に関する事項			○							
4 青少年対策に関する事項										
(1) 青少年健全育成の推進			○							

廃棄										
教育施設課										
(略)										
学務課										
(略)										
学校教育課										
(略)										
子ども・子育て課										
項目	決裁責任者						合議先	協議先		
	教育長	部長	課長	施設長	校長	係長				
1 子ども・子育て支援事業に関する事項		重要	○							
2 母子保健対策の実施		重要	○							
3 予防接種の実施		重要	○							
4 児童手当認定請求等の認定			○							
5 児童会館及び児童クラブの管理運営に関する事項			○							
6 青少年対策に関する事項										
(1) 青少年健全育成の推進			○							

(2) 環境浄化活動の推進			○						

保育課	
(略)	

中央図書館	
(略)	

科学博物館	
(略)	

こども家庭センター	
-----------	--

項目	決裁責任者					合議先	協議先
	教育長	部長	課長	施設長	校長		

(略)

3 障害児福祉（市長事務部局の主管に属するものを除く。）に関する事	重	○					
-----------------------------------	---	---	--	--	--	--	--

4 母子保健対策の実施	重	○					
-------------	---	---	--	--	--	--	--

5 予防接種の実施	重	○					
-----------	---	---	--	--	--	--	--

別表第3（第4条関係）

特命主幹及び指定主幹の専決権限事項

項目	決裁責任者		合議先
	特命主幹	指定主幹	

(2) 環境浄化活動の推進			○						
7 青少年育成員に関する事務処理			○				軽易		

保育課	
(略)	

中央図書館	
(略)	

科学博物館	
(略)	

こども家庭センター	
-----------	--

項目	決裁責任者					合議先	協議先
	教育長	部長	課長	施設長	校長		

(略)

3 障害児福祉（市長事務部局の主管に属するものを除く。）に関する事	重	○					
-----------------------------------	---	---	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3（第4条関係）

指定主幹の専決権限事項

項目	決裁責任者		合議先
		指定主幹	

1 会計年度任用職員の採用試験又は選考の実施	○	—	総	1 会計年度任用職員の採用試験又は選考の実施	—	○	総
_____		—		2 会計年度任用職員の社会保険等に係る事務処理		○	
_____				3 スクールバスの利用許可		○	
_____		○		4 児童手当認定請求等の認定		○	
_____		—					
_____							

附 則  
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 長岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

### 1 改正理由

令和7年4月1日付け組織変更及び支所業務の本庁への移行等のほか、文言の修正に伴い所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

- (1) 令和7年4月1日付け組織変更等に伴い、別表第2を改正する。
- (2) 支所業務の本庁への移行等に伴い、別表第3を改正する。
- (3) その他、現在の業務に合わせ文言の修正等を行う。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 18 号

長岡市立学校使用条例施行規則の一部改正について

長岡市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

## 長岡市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則

長岡市立学校使用条例施行規則（平成17年長岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
(使用許可の優先順位) 第7条 委員会は、前2条に基づき使用の許可を決定する場合は、次の者が社会教育活動又は地域活動を行うときは、次の順位により、優先的に使用の許可を決定するものとする。 <u>(1) 長岡市地域クラブとして市長の認定を受けた団体</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略)	(使用許可の優先順位) 第7条 委員会は、前2条に基づき使用の許可を決定する場合は、次の者が社会教育活動又は地域活動を行うときは、次の順位により、優先的に使用の許可を決定するものとする。 _____ <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略)

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 長岡市立学校使用条例施行規則の一部改正について

### 1 改正理由

中学校部活動の地域移行に伴い、長岡市立学校使用条例施行規則の一部を改正するもの

### 2 改正内容

中学校部活動の地域移行により創設される「長岡市地域クラブ」が学校施設を優先的に利用できるよう、学校施設使用許可の順位に加える。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 19 号

長岡市立学校通学区域規則の一部改正について

長岡市立学校通学区域規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

長岡市立学校通学区域規則の一部を改正する規則

長岡市立学校通学区域規則（昭和41年長岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、改正前部分に字句が記されず、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後			改正前		
別表第1 長岡市立小中学校通学区域			別表第1 長岡市立小中学校通学区域		
小学校	通学区域	中学校	小学校	通学区域	中学校
(略)			(略)		
青葉台小	青葉台1、2、3、 4、5 新陽1、2 陽光台1、2、3、 4、5 大積町1、 2、3 大積善間町 大積熊上町 大積 折渡町 大積三島 谷町 大積灰下町 大積高鳥町 大積 田代町 大積千本 町	青葉台中	青葉台小	青葉台1、2、3、 4、5 新陽1、2 陽光台1、2、3、 4、5 _____	青葉台中
			大積小	大積町1、2、3 大積善間町 大積 熊上町 大積折渡 町 大積三島谷町	

			大積灰下町 大積	
			高鳥町 大積田代	
			町 大積千本町	
(略)			(略)	
栃尾東小	新栄町1、2、3 栄町1、2、3 栃尾山田 栃尾山 田町 栃尾新町 栃尾大町 金町 1、2 小貫 土 ヶ谷 金沢 金沢 1、2、3、4、 5、6 栃尾原 栃尾原町1、2、 3、4、5 巻渕 巻渕1、2、3、 4 鴉ヶ島 水沢 栃尾岩野外新田 楡原 吉水_____	刈谷田中	栃尾東小	
	明 戸 栃尾町の一部 (丙485番4) 一之渡戸 中央公 園 滝之口 入塩 川の一部(附表45 に示す区域を除 く。) 本所 栃 尾島田 山葵谷 葎谷 平中野俣 九川 塩中 梅野 俣 塩新町 上塩 上櫨出 下櫨出 山屋 二ツ郷屋 山口 熊袋 二日 町 下塩 人面		新栄町1、2、3 栄町1、2、3 栃尾山田 栃尾山 田町 栃尾新町 栃尾大町 金町 1、2 小貫 土 ヶ谷 金沢 金沢 1、2、3、4、 5、6 栃尾原 栃尾原町1、2、 3、4、5 巻渕 巻渕1、2、3、 4 鴉ヶ島 水沢 栃尾岩野外新田 楡原 吉水 <u>の一部</u> (附表47に示す区 域を除く。) 明 戸 栃尾町の一部 (丙485番4) 一之渡戸 中央公 園 滝之口 入塩 川の一部(附表45 に示す区域を除 く。) 本所 栃 尾島田 山葵谷 葎谷 平中野俣 九川 塩中 梅野 俣 塩新町 上塩	刈谷田中

	文納	下塩小	上櫛出 下櫛出 山屋 二ツ郷屋 山口 熊袋 二日 町 下塩 人面 文納 吉水の一部 (附表47に示す区 域)
(略)		(略)	
附表		附表	
(略)		(略)	
47	削除	47	吉水のうち 1242番 1298番1 1305番 1388番から1391番まで 1395 番
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 長岡市立学校通学区域規則の一部改正について

### 1 改正理由

大積小学校を青葉台小学校へ、下塩小学校を栃尾東小学校へ統合することに伴い、規則を一部改正するもの

### 2 改正内容

各小学校の統合に伴い、通学区域を改正するもの

### 3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 20 号

長岡市児童館管理規則の廃止について

長岡市児童館管理規則を廃止する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

長岡市児童館管理規則を廃止する規則

長岡市児童館管理規則（平成10年長岡市教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 長岡市児童館管理規則の廃止について

### 1 改正理由

長岡市児童館設置条例を令和7年4月1日に廃止することに伴い、長岡市児童館管理規則を廃止するもの

### 2 施行期日

令和7年4月1日

議案第 21 号

長岡市児童交流会館条例施行規則の一部改正について

長岡市児童交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

長岡市児童交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

長岡市児童交流会館条例施行規則（平成17年長岡市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後		改正前	
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 児童交流会館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、長岡市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p>		<p>(開館時間)</p> <p>第2条 児童交流会館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、長岡市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p>	
施設名	開館時間	施設名	開館時間
(略)		(略)	
才津児童会館	午後1時から午後5時30分まで。ただし、		
青葉台児童会館	土曜日並びに学校代休日及び長期休業日は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時30分までとする。		
<p>(休館日)</p> <p>第3条 児童交流会館の休館日は、<u>次</u>のとおりとする。</p>		<p>(休館日)</p> <p>第3条 児童交流会館の休館日は、<u>12</u>月28日から<u>翌年</u>の1月4日までの日</p>	

\_\_\_\_\_ただし、委員会が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

\_\_\_\_\_とする。ただし、委員会が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

施設名	休館日
長岡市越路児童 交流会館	12月28日から翌年の 1月4日までの日
長岡市与板ふれ あい交流センタ 二	
才津児童会館	日曜日、国民の祝日に 関する法律に規定す る国民の祝日及び12 月28日から翌年の1 月4日までの日
青葉台児童会館	

_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

別記第3号様式の規定中「**印**」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 長岡市児童交流会館条例施行規則の一部改正について

### 1 改正理由

長岡市児童交流会館条例を令和7年4月1日に改正することに伴い、施行規則の一部を改正するもの

### 2 改正内容

- (1) 才津児童会館、青葉台児童会館の開設時間を追加する。
- (2) 長岡市越路児童交流会館、長岡市与板ふれあい交流センターの休館日を変更する。
- (3) 才津児童会館、青葉台児童会館の休館日を追加する。
- (4) 使用許可証（第3号様式）の公印を不要とする。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 22 号

長岡市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について

長岡市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

長岡市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱

長岡市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年長岡市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加え、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前																											
<p>第6条 事業の実施時間は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、実施時間を変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日までの日（次号に該当する日を除く。）<u>小学校の放課後（各児童クラブを利用している児童のうち、小学校が予定をした当日の課程を最も早く終了する児童が下校する時間をいう。）から午後6時まで</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">事業の実施地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟大学附属長岡小学校児童クラブ</td> <td>長岡市学校町1丁目1番1号</td> <td>長岡市の全域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	事業の実施地域	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	新潟大学附属長岡小学校児童クラブ	長岡市学校町1丁目1番1号	長岡市の全域	<p>第6条 事業の実施時間は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、実施時間を変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日までの日（次号に該当する日を除く。）<u>午後1時から午後6時まで（越路地域、小国地域、和島地域、寺泊地域、与板地域及び川口地域にあっては午後2時から午後6時まで、新潟大学附属長岡小学校児童クラブにあっては午後3時から午後6時まで）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">事業の実施地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>下塩児童クラブ</td> <td>長岡市吉水2047番地</td> <td>下塩小学校区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟大学附属長岡小学校児童クラブ</td> <td>長岡市学校町1丁目1番1号</td> <td>長岡市の全域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	事業の実施地域	(略)	(略)	(略)	下塩児童クラブ	長岡市吉水2047番地	下塩小学校区域	(略)	(略)	(略)	新潟大学附属長岡小学校児童クラブ	長岡市学校町1丁目1番1号	長岡市の全域
名称	所在地	事業の実施地域																										
(略)	(略)	(略)																										
(略)	(略)	(略)																										
新潟大学附属長岡小学校児童クラブ	長岡市学校町1丁目1番1号	長岡市の全域																										
名称	所在地	事業の実施地域																										
(略)	(略)	(略)																										
下塩児童クラブ	長岡市吉水2047番地	下塩小学校区域																										
(略)	(略)	(略)																										
新潟大学附属長岡小学校児童クラブ	長岡市学校町1丁目1番1号	長岡市の全域																										

六日市児童 クラブ	長岡市中潟町728	岡南小学校 区域			
宮本児童ク ラブ	長岡市宮本町1丁 目甲105番地2	宮本小学校 区域			
桂児童クラ ブ	長岡市桂町8	桂小学校区 域			
石坂児童ク ラブ	長岡市村松町2735	石坂小学校 区域			
山谷沢児童 クラブ	長岡市滝谷町143	岡南小学校 区域			
下川西児童 クラブ	長岡市花井町1019	下川西小学 校区域			
十日町児童 クラブ	長岡市十日町1220 番地2	十日町小学 校区域			
太田児童ク ラブ	長岡市濁沢町482 番地3	太田小学校 区域			
やまっ子ク ラブ	長岡市山古志竹沢 甲2837番地1	山古志小学 校区域			

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 長岡市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について

### 1 改正理由

児童クラブの新設、廃止、また、小学校の下校時刻が早まることに伴い、実施要綱の一部を改正するもの

### 2 改正内容

- (1) 新設する児童クラブの施設名称、所在地、実施地域を追加する。
- (2) 廃止する児童クラブの施設名称、所在地、実施地域を削除する。
- (3) 実施時間（開始時間）を「放課後から」に変更する。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 23 号

長岡市子ども・子育て会議条例施行規則の一部改正について

長岡市子ども・子育て会議条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

長岡市子ども・子育て会議条例施行規則の一部を改正する規則

長岡市子ども・子育て会議条例施行規則（平成26年長岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 子ども未来部 <u>子ども政策課</u> にお いて処理する。	(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 子ども未来部 <u>子ども・子育て課</u> にお いて処理する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 長岡市子ども・子育て会議条例施行規則の一部改正について

### 1 改正理由

令和7年4月1日の組織変更により課名が変更になることに伴い、施行規則の一部を改正するもの

### 2 改正内容

「子ども・子育て課」を「子ども政策課」に改める。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 24 号

長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部  
改正について

長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改  
正する要綱を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱

長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成19年長岡市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
(事務局) 第7条 センターに事務局を置き、子ども 未来部 <u>子ども政策課</u> が事務を行う。	(事務局) 第7条 センターに事務局を置き、子ども 未来部 <u>子ども・子育て課</u> が事務を行う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について

### 1 改正理由

令和7年4月1日の組織変更により課名が変更になることに伴い、施行規則の一部を改正するもの

### 2 改正内容

「子ども・子育て課」を「子ども政策課」に改める。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 25 号

長岡市産前産後家庭生活応援事業実施要綱の廃止について

長岡市産前産後家庭生活応援事業実施要綱を廃止する要綱を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

長岡市産前産後家庭生活応援事業実施要綱を廃止する要綱  
長岡市産前産後家庭生活応援事業実施要綱(平成20年長岡市教育委員会告示第21号)は、  
廃止する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

## 長岡市産前産後家庭生活応援事業実施要綱の廃止について

### 1 改正理由

長岡市産前産後家庭生活応援事業を開始するにあたり平成20年に要綱を制定したが、令和5年3月31日をもって事業を終了したため、廃止するもの

### 2 施行期日

公表の日から

議案第 26 号

長岡市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正について

長岡市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

長岡市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する要綱

長岡市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和2年長岡市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
(報酬及び費用弁償) 第8条 (略) 2 前項の規定に関わらず、推進員がコミュニティ・スクール・ディレクターを兼務する場合は、勤務時間1時間につき <u>1,000</u> 円を報償費として支給する。	(報酬及び費用弁償) 第8条 (略) 2 前項の規定に関わらず、推進員がコミュニティ・スクール・ディレクターを兼務する場合は、勤務時間1時間につき <u>976</u> 円を報償費として支給する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 長岡市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正について

### 1 改正理由

長岡版コミュニティ・スクールの設置に伴い、運営事務や広報活動など、学校や地域に新たな責務が発生している。その際、地域学校協働活動推進員がコミュニティ・スクール・ディレクター（以下「CSディレクター」という。）を兼ねることで、学校と地域が十分なコンセンサスを得ながら円滑に導入を進めることができ、これまで以上に連携・協働した持続可能な教育活動や地域活動が期待される。そのため、地域学校協働活動推進員がCSディレクターを兼任する場合には、業務の負担に見合った報償費を支給することとしている。

地域学校協働活動推進員兼CSディレクターは、地域住民とのつながりを活かし、地域資源の把握や学校との連携調整を担う重要な役割を果たしている。また、学校と地域の橋渡し役として、教育活動の支援や地域課題の解決に向けた取り組みを推進しており、その業務は多様化・複雑化している。

さらに、地域学校協働活動推進員兼CSディレクターの活動時間は固定されておらず、放課後や早朝、必要に応じて学校へ出向くなど、柔軟な対応が求められている。

このような業務の特性を踏まえ、適正な報酬水準を維持し、今後も質の高い人材を確保するため、報償費の引き上げを行うこととし、所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

CSディレクターを兼任する地域連携協働活動推進員の報酬費を「勤務時間1時間につき1,000円」とする。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 27 号

長岡市立学校学区外就学等許可基準の一部改正について

長岡市立学校学区外就学等許可基準の一部を改正する基準を別紙  
のとおり定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤 俊 道

長岡市立学校学区外就学等許可基準の一部を改正する基準

長岡市立学校学区外就学等許可基準（平成15年長岡市教育委員会公告第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>3 留守家庭の場合</p> <p>児童の登下校時、保護者の就労等により家庭が常時留守となり、そのため祖父母宅等から登下校し、又は<u>保護者の就労先等</u>へ下校する場合は、祖父母等の居住地又は<u>保護者の就労先等の所在地</u>の小学校に就学することを許可します。</p> <p>（注）対象は、小学生です。就労等を証明する書面を提出していただきます。</p> <p>8 部活動を理由とした中学校の学区外就学の場合</p> <p>指定学校区内に希望する部活動がない場合で、<u>次の条件を満たすときは、隣接学校区内の中学校への入学を許可します。ただし、当該許可された中学校において、希望した部活動が活動中止した場合も含め、再度の転校（当該生徒の指定学校区内の中学校への転校を除く。）は許可しない。</u></p> <p>ア～ウ （略）</p> <hr/> <p>エ （略）</p> <p>（注） （略）</p>	<p>3 留守家庭の場合</p> <p>児童の登下校時、保護者の就労等により家庭が常時留守となり、そのため祖父母宅等から登下校し、又は<u>最寄りの児童館等</u>へ下校する場合は、祖父母等の居住地又は<u>児童館所在地</u>の小学校に就学することを許可します。</p> <p>（注）対象は、小学生です。就労等を証明する書面を提出していただきます。</p> <p>8 部活動を理由とした中学校の学区外就学の場合</p> <p>指定学校区内に希望する部活動がない場合、<u>次の条件を満たす場合には、隣接学校区内の中学校への入学を許可します。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>ア～ウ （略）</p> <p><u>エ 許可された中学校において、希望した部活動が活動中止した場合も含め、再度の転校は許可しない。</u></p> <p>オ （略）</p> <p>（注） （略）</p>
<p>9 実施時期</p> <p>(1) （略）</p>	<p>9 実施時期</p> <p>(1) （略）</p>

(2) この基準の8の事項については、平成18年4月1日の中学校入学から実施します。

(2) この基準の9の事項については、平成18年4月1日の中学校入学から実施します。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長岡市立学校学区外就学等許可基準の規定は、令和7年度の学区外就学及び区域外就学の許可から適用し、当該許可については、施行日前であってもすることができるものとする。

## 長岡市立学校学区外就学等許可基準の一部改正について

### 1 改正理由及び内容

- (1) 令和7年度から全学校区で児童クラブが設置されるため、最寄りの児童会館等を下校先とする学区外就学が減少する。また、保護者の就労先を下校先としたい相談が多いため、文言の整理をするもの
- (2) 部活動の地域移行が始まることにより、中学校在学中に学校として大会に出場できなくなり、保護者から指定学校区内の中学校への転校相談を受けたことから、転校ができるように緩和を図るため、文言の整理をするもの

### 2 施行期日

令和7年4月1日

ただし、経過措置の規定は公表の日から施行する。

議案第 28 号

附属機関委員の委嘱について

教育委員会の附属機関委員を別紙のとおり委嘱する。

令和 7 年 3 月 25 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長      金 澤      俊 道

○長岡市栃尾美術館協議会委員

(委嘱期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

選出区分	氏名	職業又は勤務先等	区分
学識経験者	あん どう まさ よし 安 藤 正 芳	長岡市美術協会 副会長	新任
学識経験者	さかいの ひろ し 境 野 広 志	長岡造形大学 教授	再任
学識経験者	ほし の まさ こ 星 野 正 子	双葉保育園 副園長	再任
学識経験者	ほし の もと こ 星 野 素 子	社会福祉法人栃尾福祉会 放課後等デイサービスつむぎ 管理者	新任
公募	おお の ひで こ 大 野 秀 子	医師	新任
公募	わた なべ くみ こ 渡 辺 久美子	日本折紙協会認定折紙講師	再任